

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび下記のとおり、保医発 0731 第 3 号にて診療報酬の算定方法が一部改正されましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和6年8月1日より適用

改正後	改正前
<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(37) (略) (38) (1→3) -β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又は ELISA 法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、本検査をカンジダ抗原定性、同半定量、同定量、アスペルギルス抗原、D-アラビニトール、クリプトコックス抗原半定量又はクリプトコックス抗原定性、アスペルギルス IgG 抗体(ただし、慢性進行性肺アスペルギルス症と侵襲性肺アスペルギルス症の併存が疑われる患者に対して本検査を実施した場合を除く。)と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (39)～(59) (略) (60) アスペルギルス IgG 抗体は、ELISA 法により、慢性進行性肺アスペルギルス症又はアレルギー性気管支肺アスペルギルス症が疑われる患者に対して測定した場合に、感染症免疫学的検査の(1→3) -β-D-グルカンの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 なお、本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。</p>	<p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(37) (略) (38) (1→3) -β-D-グルカンは、発色合成基質法、比濁時間分析法又は ELISA 法により、深在性真菌感染症が疑われる患者に対する治療法の選択又は深在性真菌感染症に対する治療効果の判定に使用した場合に算定する。 なお、カンジダ抗原定性、同半定量、同定量、アスペルギルス抗原、D-アラビニトール、クリプトコックス抗原半定量又はクリプトコックス抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (39)～(59) (略)</p>